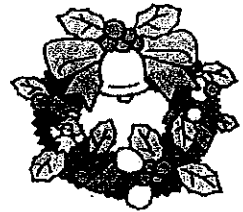


# 暮らしのプレゼント便



NO9  
平成12年12月号

広島県立生活センター

12月は「師走」といい、禅師と呼ばれる普段は落ち着いている偉いお坊さんまでも、忙しさのために走り回るところから名づけられました。  
何かとあわただしい日が続きますが、健康に留意して新しい世紀を迎えましょう。

## 10月の消費生活相談状況

10月は861件（苦情820件、問い合わせ41件）の相談があり、前年同月に比べると182件（26.8%）の増加となっています。

もっとも苦情が多かったのは「生命保険」の85件で、業務停止した生命保険会社の相談が多くなっています。2位は「教室・講座」の81件で、資格講座の二次被害の相談が引き続き多くなっています。3位は「理美容」の77件で、倒産したエステ会社の相談がほとんどを占めています。

### 苦情相談ワースト5

順位	商品・サービス名	件数	相談の一例
1	生命保険	85	生命保険会社が破綻した。銀行口座から保険料が引き落としされているが停止した方がよいか。
2	教室・講座	81	パソコンソフトを購入して勉強し、ホームページを作成する仕事をしないかと電話で勧められ、パソコンの通信講座を契約した。わからないところは親切に指導すると言われたのに、電話で質問したら「わからないという部分がよく理解できない。自分で本を読んで勉強してほしい」と対応が悪い。この業者は信用できるか。
3	理美容	77	1年前に脱毛エステの契約をしたサロンが倒産した。代金は全額支払ったが、半分くらいサービスを受けていない。
4	電報・電話	34	全く申し込んだ覚えがないのに、電話料金の割引サービスの契約をしたと電話会社から通知が届いた。不審だ。電話で問い合わせようとしたがいつも話し中だ。
5	書籍・印刷物	31	自営業であるが、会社宛てに以前3ヶ月間の無料配布といわれ本が届いていたが、請求書が来た。どうすればよいか。

## 相談ファイル

### —生命保険会社が破綻した—

#### 《相談内容》

加入していた生命保険会社が破綻した。かけた保険金がもらえるかどうか心配だ。解約をした方がよいのだろうか。

(47歳 女性)

#### 《アドバイス》

この生命保険会社は法律に基づく再建手続きを進めるため、東京地裁に「更生特例法」の適用を申請し、受理されました。

今後保険契約は受け皿会社か、業界で作った生命保険契約者保護機構が引き継ぐため、払い込んだ保険料が全く無駄になることはありませんが、満期保険金の減額は考えられます。ただ、受け皿会社などが決まるまで解約は認められないので、今までどおりの保険料を払う必要があります。

万一、2001年3月末までに契約者が死亡したり入院したりした場合、保険業法の特例措置により、死亡保険金や特約の入院給付金は全額支払われます。

また、破綻したからといって保険料の支払いを中止すると、契約が失効する恐れがあるので注意が必要です。

いずれにしても今後の情報に十分注意してください。



## 情報ファイル

### —広告・チラシにだまされないで—

新聞や雑誌の広告、折込みチラシ、テレビコマーシャルなど、私たちは日常の買い物に広告を活用しています。一方、「購入した商品が広告どおりの品質ではなかった」といった苦情など、事実と異なる表示や誇大な表現による消費者被害も発生しています。

広告の内容は、景品表示法などの法律や自主基準により規制されています。しかし、これらに抵触するような虚偽・誇大の広告を見て、商品を購入してしまった場合でも、返品・返金の権利の保証はなく、被害の回復は困難です。したがって、私たちが広告を正しく見る目を養うことが何より大切です。

#### 広告を見るとき の 注意 点

- ① 常識に照らしてみる…飲むだけでやせるお茶、ローリスク・ハイリターンの金融商品など、常識では考えられない広告は信用しないことです。
- ② 小さな活字に注目…重要なことが隅に小さな字で書いてあったりします。
- ③ 広告の種類も一つの目安…折込み広告や、投込みチラシなどをきっかけとしたトラブルが多く見られます。
- ④ 広告は保管を…広告に記載された内容が、トラブルの解決に役立つ場合があります。
- ⑤ 体験談に注意…健康食品などの広告には、病気が治ったなどの体験談が多用されていますが、医薬品的効能効果の期待は困難です。
- ⑥ 安易な融資広告は危険…一本化や融資可能など、多重債務者を狙う紹介屋や整理屋の広告にも注意しましょう。

—くらしの豆知識より—

## 景品表示法とは？

景品表示法は、過大な景品提供や、商品・サービスの内容・取引条件に関するウソツキ広告等を規制し、事業者間の公正な競争を確保することによって、消費者の利益を守る役割を果たしています。

～最近の景品表示法関連ニュース～

### 公正取引委員会が価格表示ガイドラインを公表

表示関係

公正取引委員会は、景品表示法違反行為の未然防止と価格表示の適正化を図る観点から、「不当な価格表示についての景品表示法の考え方」（価格表示ガイドライン）を策定し、平成12年6月30日に公表しました。

この価格表示ガイドラインでは、商品やサービスの広告、チラシなどで、「当店通常価格〇〇円のところ、△△円」とか、「メーカー希望小売価格〇〇円のところ、△△円」というように、実際の販売価格（△△円）にこれよりも高い価格（〇〇円、これを「比較対照価格」といいます。）を併せて表示するような二重価格表示を中心として、どのような価格表示が景品表示法に違反する不当表示に該当するおそれがあるかについて、事例を紹介しながら考え方を説明しています。

### 新聞業の景品規制が改正されました

景品関係

新聞業の景品提供について規制の内容が改正され、より明確化されました。

（施行期日 平成12年9月1日）

#### ◎改正の主な内容

##### ①抽選などの懸賞により購読者に提供できる景品類については

これまでは 公正取引委員会が定めているルール の範囲内で、新聞業における正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲内で可能となっておりました。

今回の改正で 景品類の最高額について、懸賞に係る契約月数に応じた購読料の10倍又は5万円のいずれか低い金額までの範囲とすることや、景品類の総額は、懸賞に係る取引全体の予定総額の0.7%の金額までの範囲とするなど、具体的に規定されました。

##### ②懸賞によらないで購読者に提供できる景品類の範囲については

これまでは 契約月数に応じた購読料の8%又は3ヶ月分の購読料の8%のいずれか低い金額までの範囲となっておりました。

今回の改正で 契約月数に応じた購読料の8%又は6ヶ月分の購読料の8%のいずれか低い金額までの範囲となりました。

ニュースの詳細は、公正取引委員会ホームページ <http://www.jftc.admix.go.jp/>を参照ください。

景品表示法に関する問い合わせ先：公正取引委員会事務総局 中国支所 電話 082-228-1501

または 広島県環境生活部生活文化室 消費生活係 電話 082-228-2111(内)2853

## お知らせ

### 生活情報サロン12月展示

#### —多重債務に陥らないために—

クレジットやキャッシングなどが手軽に利用でき、便利になった現代ですが、無計画に利用すると誰もが多重債務者になってしまう危険性があります。

多重債務は決して一気に発生する訳ではなく、日常の小さなことの積み重ねがきっかけとなります。借入に慣れることのないように、常にしっかりと返済計画の下に利用することが大切です。

### 消費者自立支援講座

主催 広島県立生活センター  
 日時 平成13年1月26日(金) 13:30~15:30  
 場所 県立生活センター研修室  
 テーマ 「21世紀の家計管理—ローンと保険を見直す—」  
 講師 ファイナンシャルプランナー 高橋 佳良子氏  
 定員 50名  
 参加料 無料  
 申込先 県立生活センター (082) 240-6111



### 消費者啓発講座

月 日	場 所	テ ー マ	参 加 者	講 師
12月 4日 (月)	福山市 商工会議所	若者と消費者トラブル	専修学校生	消費生活専門相談員 宮本 ひろみ
12月 5日 (火)	広島工業大学専門学校	若者と消費者トラブル	専修学校生	消費生活専門相談員 今井 洋子
12月 8日 (金)	能美町 農村環境改善センター	悪質商法による高齢者被害の実態とその未然防止	民生委員 児童委員	センター職員
12月 8日 (金)	福山合同庁舎	消費者トラブルの実態とその未然防止	生活保護 地区担当員	センター職員
12月 8日 (金)	福山市役所	消費者問題の現状と課題	行政相談員	センター職員
12月 12日 (火)	県庁東館	消費者トラブルの実態とその未然防止	生活保護 地区担当員	センター職員
12月 21日 (木)	福山葦陽高等学校	だまされないで悪質商法	高校生	センター職員

— 消費生活に関するご相談・お問い合わせは —

広島県立生活センター 〒730-0036 広島市中区袋町3-17 シシンヨービル6階 Tel.082-240-5522

福山地方生活センター 〒720-0031 福山市三吉町1-1-1 県合同庁舎 Tel.0849-31-5522

三次地方生活センター 〒728-0013 三次市十日市東4-6-1 県合同庁舎 Tel.0824-62-5522

相談時間 (月~金) 9:00~16:00 (12:00~13:00は休み)